

第1問 憲法前文の裁判規範性について、以下の【第Ⅰ説】【第Ⅱ説】の見解がある。次のアからオまでの記述のうち、【第Ⅰ説】のみの根拠として適切なものの組合せとして最も適切なものは、後記1から5までのうちどれか。

【第Ⅰ説】 憲法前文は、直接裁判規範とはなり得ず、法律などの違憲性の主張は、本文の各条項に違反するものとして主張されるべきである。

【第Ⅱ説】 憲法前文には、裁判規範性があるが、それが適用されるのは、本文の各条項に適用すべき条文がない場合のみである。

ア 憲法前文を改正するには、憲法第96条に規定する憲法改正手続によらなければならない。

イ 憲法前文の趣旨を、本文の各条項の解釈の中に及ぼしていくことができる。

ウ 憲法前文は、最高位の法規範であり、その内容は、本文の各条項に具体化されている。

エ 憲法前文第2段3文にある「平和のうちに生存する権利」は、本文第三章に規定のない基本的人権である。

オ 憲法前文の内容は、国民主権、基本的人権、平和主義など、抽象的な原理ないし理念である。

1 アエ            2 アオ            3 イウ            4 イエ            5 ウオ